

[事案 22-156] 損害賠償請求

・平成 24 年 1 月 9 日 和解成立

<事案の概要>

他社契約からの乗換えに際し、募集人の指示に従い花粉症を告知せず加入していたが、鼻中隔湾曲症の手術を受けて手術給付金を請求した際に、告知義務違反で解除されて給付金を受取れなかったとして、他社契約を継続していれば受取ることができた入院・手術給付金相当額の損害賠償を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 22 年 5 月に、他社加入契約を解約する前提で申立契約に加入した。申立契約の告知書の「3 ヶ月以内の医師の診察の有無」についての質問項目につき、該当期間に花粉症で受診したので、「はい」と記入したところ、募集人から「いいえ」と書き換えるよう迫られ「いいえ」と訂正して提出した。書き換えは、募集人の圧力によるものであるのに、告知義務違反を理由に解除するのは不当である。

<保険会社の主張>

以下の通り、申立人の主張には理由がなく、申立てに応じることはできない。

- (1) 募集人は、告知書の書き換え指示について、記憶がないと言っている。
- (2) 当社は、花粉症を告知対象としていないため、仮に募集人が「花粉症の告知は不要」と案内していたとしても、取扱いに問題があるわけではない。
- (3) 申立人は、告知日より前に告知義務違反の原因となった不告知の病名（副鼻腔炎）を医師から告げられていたことが診療証明書にて確認されているが、今なお、告知日時点において病名（副鼻腔炎）を認識していなかったと主張している。その主張に照らして、告知の際、募集人が真の病名（副鼻腔炎）を知り得るはずがない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人からの事情聴取の内容に基づき、下記のとおり審理した結果、和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 34 条第 1 項を適用して、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意を得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1) 本件では、申立人が募集人に花粉症の病名を告げたものであると考えられ、花粉症による通院が、申立契約においては告知する必要がないものである以上、募集人が、申立人の通院が花粉症であることを聞いた後で、告知書の訂正を指示したとしても、このことによって、申立人の告知を妨げたとは、認定できない。
- (2) 申立人は、告知日以前の検査時に、担当医師から副鼻腔炎の検査のための診察であると告げられていたと判断でき、申立人が告知対象の通院につき、花粉症のために通院しているものと認識していたと考えることはできず、通院の事実について、告知書に記載しなかったことにつき、申立人には、故意または重大な過失があると考えられる。

(3) 他方、告知義務の重要性に鑑みると、募集人は、申立人が、告知書の通院に関する質問欄に、一旦「はい」と記入したのに、申立人の「花粉症」であるとの申告を安易に信じ、積極的に「いいえ」に訂正をするよう指示したこと、訂正の方法においても、二重線で訂正をするのではなく、告知書の用紙を差し替えて書き直しをさせたこと等の点について、募集人にも問題があると思われる。特に本件においては、他社契約の解約を提案して申立契約に加入させている事実もあり、慎重に対応すべきであった。